

障害者自立支援法（抜粋）

(定義)

第四条

第4項 この法律において「障害程度区分」とは、障害者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障害者等の心身の状態を総合的に示すものとして厚生労働省令で定める区分をいう。

(市町村審査会)

第十五条 第二十六条第二項に規定する審査判定業務を行わせるため、市町村に第十九条第一項に規定する介護給付費等の支給に関する審査会（以下「市町村審査会」という。）を置く。

(委員)

第十六条 市町村審査会の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定める数とする。

- 2 委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）が任命する。

(共同設置の支援)

第十七条 都道府県は、市町村審査会について地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による共同設置をしようとする市町村の求めに応じ、市町村相互間における必要な調整を行うことができる。

- 2 都道府県は、市町村審査会を共同設置した市町村に対し、その円滑な運営が確保されるように必要な技術的な助言その他の援助をすることができる。

(政令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、市町村審査会に関し必要な事項は、政令で定める。

(介護給付費等の支給決定)

第十九条 介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費又は特例訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）の支給を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、市町村の介護給付費等を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）を受けなければならない。

- 2 支給決定は、障害者又は障害児の保護者の居住地の市町村が行うものとする。ただし、障害者又は障害児の保護者が居住地を有しないとき、又は明らかでないうときは、その障害者又は障害児の保護者の現在地の市町村が行うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により介護給付費等の支給を受けて又は身体障害者福祉法第十八条第二項若しくは知的障害者福祉法第十六条第一項の規定により入所措置が採られて障害者支援施設、のぞみの園又は第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設に入所している障害者及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により入所している障害者（以下この項において「特定施設入所障害者」と総称する。）については、その者が障害者支援施設、のぞみの園、第五条第一項若しくは第五項の厚生労働省令で定める施設又は同法第三十条第一項ただし書に規定する施設（以下「特定施設」という。）への入所前に有した居住地（継続して二以上の特定施設に入所している特定施設入所障害者（以下この項において「継続入所障害者」という。）については、最初に入所した特定施設への入所前に有した居住地）の市町村が、支給決定を行うものとする。ただし、特定施設への入所前に居住地を有しないか、又は明らかでなかった特定施設入所障害者については、入所前におけるその者の所在地（継続入所障害者については、最初に入所した特定施設の入所前に有した所在地）の市町村が、支給決定を行うものとする。
- 4 前項の規定の適用を受ける障害者が入所している特定施設は、当該特定施設の所在する市町村及び当該障害者に対し支給決定を行う市町村に、必要な協力をしなければならない。

（申請）

第二十条 支給決定を受けようとする障害者又は障害児の保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に申請をしなければならない。

- 2 市町村は、前項の申請があったときは、次条第一項及び第二十二条第一項の規定により障害程度区分の認定及び同項に規定する支給要否決定を行うため、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員をして、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者に面接をさせ、その心身の状況、その置かれている環境その他厚生労働省令で定める事項について調査をさせるものとする。この場合において、市町村は、当該調査を第三十二条第一項に規定する指定相談支援事業者その他の厚生労働省令で定める者（以下この条において「指定相談支援事業者等」という。）に委託することができる。

- 3 前項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等は、障害者等の保健又は福祉に関する専門的知識及び技術を有するものとして厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。
- 4 第二項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）若しくは前項の厚生労働省令で定める者又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、当該委託業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。
- 5 第二項後段の規定により委託を受けた指定相談支援事業者等の役員又は第三項の厚生労働省令で定める者で、当該委託業務に従事するものは、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 6 第二項の場合において、市町村は、当該障害者等又は障害児の保護者が遠隔の地に居住地又は現在地を有するときは、当該調査を他の市町村に嘱託することができる。

（障害程度区分の認定）

- 第二十一条 市町村は、前条第一項の申請があったときは、政令で定めるところにより、市町村審査会が行う当該申請に係る障害者等の障害程度区分に関する審査及び判定の結果に基づき、障害程度区分の認定を行うものとする。
- 2 市町村審査会は、前項の審査及び判定を行うに当たって必要があると認めるときは、当該審査及び判定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。

（支給要否決定等）

- 第二十二条 市町村は、第二十条第一項の申請に係る障害者等の障害程度区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の厚生労働省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第二十七条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。
- 2 市町村は、支給要否決定を行うに当たって必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村審査会又は身体障害者福祉法第九条第六項に規定する身体障害者更生相談所（第七十四条及び第七十六条第三項にお

いて「身体障害者更生相談所」という。）、知的障害者福祉法第九条第五項に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第六条第一項に規定する精神保健福祉センター若しくは児童相談所（以下「身体障害者更生相談所等」と総称する。）その他厚生労働省令で定める機関の意見を聴くことができる。

- 3 市町村審査会、身体障害者更生相談所等又は前項の厚生労働省令で定める機関は、同項の意見を述べるに当たって必要があると認めるときは、当該支給要否決定に係る障害者等、その家族、医師その他の関係者の意見を聴くことができる。
- 4 市町村は、支給決定を行う場合には、障害福祉サービスの種類ごとに月を単位として厚生労働省令で定める期間において介護給付費等を支給する障害福祉サービスの量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。
- 5 市町村は、支給決定を行ったときは、当該支給決定障害者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を記載した障害福祉サービス受給者証（以下「受給者証」という。）を交付しなければならない。

（支給決定の有効期間）

第二十三条 支給決定は、厚生労働省令で定める期間（以下「支給決定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。

（支給決定の変更）

第二十四条 支給決定障害者等は、現に受けている支給決定に係る障害福祉サービスの種類、支給量その他の厚生労働省令で定める事項を変更する必要があるときは、厚生労働省令で定めるところにより、市町村に対し、当該支給決定の変更の申請をすることができる。

- 2 市町村は、前項の申請又は職権により、第二十二条第一項の厚生労働省令で定める事項を勘案し、支給決定障害者等につき、必要があると認めるときは、支給決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、市町村は、当該決定に係る支給決定障害者等に対し受給者証の提出を求めるものとする。
- 3 第十九条（第一項を除く。）、第二十条（第一項を除く。）及び第二十二条（第一項を除く。）の規定は、前項の支給決定の変更の決定について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 4 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行うに当たり、必要があると認めるときは、障害程度区分の変更の認定を行うことができる。

- 5 第二十一条の規定は、前項の障害程度区分の変更の認定について準用する。  
この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 6 市町村は、第二項の支給決定の変更の決定を行った場合には、受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。  
用する場合においては、これらの規定中「市町村審査会」とあるのは、「都道府県審査会」とする。

(政令への委任)

第二十七条 この款に定めるもののほか、障害程度区分に関する審査及び判定、支給決定、支給要否決定、受給者証、支給決定の変更の決定並びに支給決定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

障害者自立支援法に係る政省令で定める事項について  
(平成18年4月1日施行分 (支給決定関係抜粋))

I 支給決定の手続に関する事項

1 市町村審査会に関する事項

- (1) 市町村審査会の委員の定数は、市町村審査会の審査判定業務の件数その他の事情を勘案して、各市町村が必要と認める数の合議体を市町村審査会に設置することができる数であること。
- (2) 委員の任期は2年とし、委員は再任されることができること。
- (3) 市町村審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定めること。
- (4) 市町村審査会は、委員及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決をすることができないこと。
- (5) 市町村審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによること。
- (6) 市町村審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体で、審査判定業務（障害程度区分の認定及び支給要否決定についての意見）を取り扱うこと。
- (7) 合議体を構成する委員の定数は、5人を標準として市町村が定める数とすること。
- (8) 合議体に長を1人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定めること。
- (9) 合議体は、これを構成する委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができないこと。
- (10) 合議体の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、長の決するところによること。

※ 市町村審査会の委員に関して、障害保健福祉の経験を広く有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者であれば、障害者を委員に加えることが望ましいことについては、通知等により、市町村に周知する予定。

## 2 支給決定に係る調査に関する事項

- (1) 市町村が支給決定に係る調査を委託できる者は、現行の相談支援事業者などであって中立かつ公正な立場で調査を実施できる者とする事  
と。
- (2) 委託に係る調査を行うことができる者は、現行の相談支援事業従事者などであって、当該調査を行うための研修を受けた者とする事  
と。

※ (1)及び(2)については、相談支援事業の創設に伴い、平成18年10月1日施行の省令にて見直す  
こととしており、その際には別途パブリックコメントを行うこととする。

## 3 障害程度区分の認定に関する事項

- (1) 市町村は、障害者から介護給付費及び特例介護給付費に係る申請があつたときは、当該障害者の主治の医師に対し、当該障害者の身体上又は精神上の障害の原因である疾病又は負傷の状況等につき意見を求めるものとする事  
と。ただし、当該障害者に係る主治の医師がないときその他当該意見を求めることが困難なときは、市町村は、当該障害者に対して、その指定する医師又は当該職員で医師であるものの診断を受けるべきことを命ずることができる事  
とすること。
- (2) 市町村は、法第20条第2項の調査の結果、主治の医師の意見等を市町村審査会に通知し、(1)の申請に係る障害者について、その該当する障害程度区分に関する審査及び判定を求めるものとする事  
と。
- (3) 市町村審査会は、審査及び判定を求められたときは、厚生労働大臣が定める基準に従い、当該審査及び判定に係る障害者について、障害程度区分に関する審査及び判定を行い、その結果を市町村に通知するもの  
とすること。
- (4) 市町村は、障害程度区分の認定をしたときは、その結果を当該認定に係る障害者に通知しなければならない事  
と。

## 4 支給要否決定の際の勘案事項に関する事項

支給要否決定の際に勘案すべき事項は、障害程度区分、介護を行う者の状況、障害者等又は障害児の保護者のサービスの利用に関する意向の具体的内容、地域生活の状況、就労の状況、日中活動の状況、居住の状況、サービスの提供体制の整備の状況などとする事  
と。

## 5 支給決定の取消しに関する事項

障害者が3の(1)のただし書きの診断命令に従わない場合には、支給決定を取り消すことができること。

## 6 支給決定の有効期間に関する事項

支給決定の有効期間は平成18年9月30日までとすること（平成18年10月1日以降の支給決定の有効期間については、平成18年10月1日施行分の省令にて定める予定）。

## パブリックコメントを行った資料

### 障害者自立支援法に係る障害程度区分について

(平成18年4月1日施行分)

障害程度区分は、介護給付費及び特例介護給付費について、次の各号に掲げるところにより定められる区分とする。

#### 1 区分1

(1) 認定調査のうち79項目の結果に基づき推計される障害程度区分

認定基準時間が、25分以上32分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）（※）

（※）障害程度区分認定基準時間は、1日当たりの介護、家事援助、行動援護等の支援に要する時間を一定の方法により推計したもの。これは障害程度区分判定のために設定された基準時間であり、実際の介護サービスに要している、ないしは、要すると見込まれる時間とは一致しない。

(2) 障害程度区分認定基準時間は（1）に定める時間の範囲にないが

、認定調査のうち行動障害の頻度及び手段的日常生活動作（IADL）

に係る支援の必要性に関する項目の結果を勘案して、（1）の状態に相当すると認められる状態

(3) （1）及び（2）に掲げるもののほか、障害程度区分認定基準時間

、認定調査（106項目）の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して、（1）の状態に相当すると認められる状態

## 2 区分2

- (1) 認定調査のうち79項目の結果に基づき推計される障害程度区分認定基準時間が、32分以上50分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）
- (2) 障害程度区分認定基準時間は（1）に定める時間の範囲にないが、認定調査のうち行動障害の頻度及び手段的日常生活動作（IADL）に係る支援の必要性に関する項目の結果を勘案して、（1）の状態に相当すると認められる状態
- (3) （1）及び（2）に掲げるもののほか、障害程度区分認定基準時間、認定調査（106項目）の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して、（1）の状態に相当すると認められる状態

## 3 区分3

- (1) 認定調査のうち79項目の結果に基づき推計される障害程度区分認定基準時間が、50分以上70分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）
- (2) 障害程度区分認定基準時間は（1）に定める時間の範囲にないが、認定調査のうち行動障害の頻度及び手段的日常生活動作（IADL）に係る支援の必要性に関する項目の結果を勘案して、（1）の状態に

相当すると認められる状態

- (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、障害程度区分認定基準時間、認定調査（106項目）の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して、(1) の状態に相当すると認められる状態

#### 4 区分4

- (1) 認定調査のうち79項目の結果に基づき推計される障害程度区分認定基準時間が、70分以上90分未満である状態（当該状態に相当すると認められないものを除く。）
- (2) 障害程度区分認定基準時間は（1）に定める時間の範囲にないが、認定調査のうち行動障害の頻度及び手段的日常生活動作（IADL）に係る支援の必要性に関する項目の結果を勘案して、(1) の状態に相当すると認められる状態
- (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、障害程度区分認定基準時間、認定調査（106項目）の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して、(1) の状態に相当すると認められる状態

#### 5 区分5

- (1) 認定調査のうち79項目の結果に基づき推計される障害程度区分認定基準時間が、90分以上110分未満である状態（当該状態に

相当すると認められないものを除く。)

- (2) 障害程度区分認定基準時間は(1)に定める時間の範囲にないが、認定調査のうち行動障害の頻度及び手段的日常生活動作(IADL)に係る支援の必要性に関する項目の結果を勘案して、(1)の状態に相当すると認められる状態
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、障害程度区分認定基準時間、認定調査(106項目)の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して、(1)の状態に相当すると認められる状態

## 6 区分6

- (1) 認定調査のうち79項目の結果に基づき推計される障害程度区分認定基準時間が、110分以上である状態(当該状態に相当すると認められないものを除く。)
- (2) 障害程度区分認定基準時間は(1)に定める時間の範囲にないが、認定調査のうち行動障害の頻度及び手段的日常生活動作(IADL)に係る支援の必要性に関する項目の結果を勘案して、(1)の状態に相当すると認められる状態
- (3) (1)及び(2)に掲げるもののほか、障害程度区分認定基準時間、認定調査(106項目)の結果、特記事項及び医師意見書を勘案して、(1)の状態に相当すると認められる状態

## 市町村審査会について

### 1 市町村審査会の基本的考え方

#### (1) 審査会設置の趣旨

- 市町村審査会（都道府県審査会が設置されている場合は都道府県審査会。以下「審査会」という。）は、
  - ・ 障害程度区分認定基準に照らして審査及び判定を行う
  - ・ 市町村が支給要否決定を行うに当たり意見を聴くために設置する機関である。
- これらの業績を合わせて「審査判定」業務という。

#### (2) 法令の規定について

- ① 市町村に、障害程度区分の審査判定業務を行う、及び市町村の支給要否決定を行うに当たり意見を聴くため、審査会を置くこととしている。（第15条）
- ② 審査会の委員の定数は、条例で定めることとなっており、委員は、障害者等の保健又は福祉に関する学識経験者を有する者のうちから市町村長が任命することとなっている。（第16条第1項及び第2項）
- ③ 審査会は、障害程度区分に関する審査判定を行う。（第21条第2項）
- ④ 審査会は、市町村の支給要否決定に当たり意見を述べる。（第22条第3項）

#### (3) 地方自治法上の取り扱い

- ① 審査会は、地方自治法上、自治体の附属機関として位置付けられる。
- ② 審査会の設置については、法律上必置であることから、設置の根拠となる条例は不要であるが、法第16条第1項に基づき委員定数の条例が必要である。（参考例は別紙1）
- ③ 委員の身分は、市町村の非常勤特別職となる。

#### 【参考】地方自治法（抄）

##### （委員会・委員及び附属の設置）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。

- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(附属機関の職務権限・組織等)

第202条の3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

- 2 附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。
- 3 附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。

#### (4) 設置時期

- ① 市町村は、平成18年10月からの新体系サービス利用者に係る支給決定事務（当面は居宅サービス（移動支援のみ及びデイサービスのみを除く）利用者分）が平成18年9月末までには終了している必要があり、これらを踏まえ、市町村において設置時期を判断願いたい。
- ② このため、定数条例については、2・3月議会か、遅くとも6月の議会に上程する必要がある。

### 3 広域化の考え方

#### (1) 審査会の設置形態については、

- ① 市町村単独で設置、
  - ② 広域連合や一部事務組合での対応、
  - ③ 機関の共同設置、
  - ④ 市町村の委託による都道府県審査会の設置
- といった対応が考えられる。

(2) 都道府県は、管内市町村における審査会設置や審査判定業務が円滑に進むよう、市町村と十分調整し、必要な支援を行う。

### 4 審査会委員について

#### (1) 委員構成

- 委員は、障害者の実情に通じた者のうちから、障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者を任命する。
- 身体障害、知的障害、精神障害の各分野の均衡に配慮した構成とする。

#### (2) 学識経験を有する者の判断

○ 委員が学識経験を有しているか否かについては、市町村長の判断である。

○ 障害者の障害保健福祉の学識経験を有する者であって、中立かつ公正な立場で審査が行える者であれば、障害者を委員に加えることが望ましい。

(3) 市町村との関係

○ 審査会における審査判定の公平性を確保するために、市町村職員は、原則として委員になることはできない。

○ ただし、委員の確保が難しい場合は、市町村職員であっても、障害保健福祉の学識経験者であり、かつ認定調査等の事務に直接従事していなければ（例えば長年障害者の相談に応じている保健師やケースワーカーなど）、委員に委嘱することは差し支えない。

(4) 認定調査員との兼務

○ 委員は、原則として当該市町村の認定調査員となれない。

○ ただし、他に適当な者がいない等のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。その場合であっても、委員が認定調査を行った対象者の審査判定については、当該委員が所属する合議体では行わない。

(5) 審査会委員の研修

委員は、都道府県が実施する審査会委員に対する研修（市町村審査会委員研修）を受講し、審査及び判定の趣旨、考え方、手続き等を確認する。

(6) 委員数の見込み方

① 市町村は、

○ 平成18年10月以降のサービス利用者数、

○ 一合議体当たりの審査件数、

○ 設置すべき合議体数及び一合議体当たりの委員数、

等から必要な審査会委員数を見込み、条例で定数を定めること。

② 条例の定数は、上限数を定めればよいこととする。（例 ○○人以内）

《別紙1「市町村審査会」の委員の定数等を定める条例の参考例を参照》

(7) 委員の任期

委員の任期は2年（初回の任期は19年3月末日まで）とし、委員は再任されることができる。

(8) 審査会の会長等

○ 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

○ 審査会の会長は、会長に事故あるときにその職務を代行する委員をあらかじめ指名する。

## 5 合議体について

### (1) 合議体の設置

審査会は、委員のうちから会長が指名する者をもって構成する合議体で、審査判定業務（障害程度区分の認定及び支給要否決定についての意見）を取り扱うことができる。

### (2) 合議体の委員の定数

○ 合議体を構成する委員の定数は、5人を標準として市町村長が定める数とする。

○ 次の①及び②については、審査判定の質が維持されると市町村が判断した場合には、5人よりも少ない人数を定めることができる。ただし、この場合であっても、少なくとも3人を下回って定めることはできない。

① 障害程度区分認定の更新に係る申請を対象とする場合

② 委員の確保が著しく困難な場合

○ 合議体についても、身体障害、知的障害、精神障害の各分野の均衡に配慮した構成とする。

○ 特定分野の委員の確保が困難な場合にあっては、当該分野の委員を他の分野より多く合議体に所属させることとした上で、審査会の開催にあたって定足数を満たすよう必要な人数が交代で出席する方式でも差し支えない。

○ 審査会に設置する合議体は、一定期間中は固定した構成とすることとするが、いずれの合議体にも所属しない無任所の委員をおいた上で、概ね3月以上の間隔において合議体に所属する委員を変更することは可能である。

○ なお、委員は、所属しない合議体における審査判定に加わることはできない。また、委員確保が特に困難な場合を除き、複数の合議体に同一の委員が所属することは適切ではない。

### (3) 合議体の長の互選

○ 合議体に長を1人置き、当該合議体を構成する委員の互選によってこれを定める。

○ 合議体の長が所属する合議体の会議に出席できないときは、当該合議体に所属する委員であって合議体の長があらかじめ指名するものがその職務を代理する。

## 6 審査会の議決

○ 審査会（合議体を置く場合は合議体を含む。以下同じ。）は、委員の過半数の出席がなければ、これを開き、議決することができない。

- 審査会は、審査判定にあたり、できるだけ委員間の意見の調整を行い、合意を得るよう努める。
- 審査会の議事は、会長（合議体にあつては合議体の長をいう。以下同じ。）を含む出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決すところによる。

## 7 市町村審査会開催の準備

- 市町村（事務局）は、審査会開催に先立ち、当該開催日の審査会において審査及び判定を行う審査対象者をあらかじめ決めた上で、該当する審査対象者について、以下の資料を作成する。
  - ① 認定調査結果を用いて、市町村に設置された一次判定ソフトによって判定（以下「一次判定」という。）された結果
  - ② 特記事項の写し、医師意見書の写し、概況調査票（サービス利用状況票）の写し
- これらの資料については、氏名、住所など個人を特定する情報について削除した上で、あらかじめ審査会委員に送付する。

## 8 審査判定

審査会は、介護給付に係る申請を行った審査対象者について、「認定調査」及び「特記事項」並びに「医師意見書」に記載された内容に基づき、「障害程度区分に関する省令（平成 年厚生労働省令第〇〇号）※79～82ページ参照」に定める区分に該当することについて、審査及び判定を行う。

### （1）内容の確認精査

- 認定調査の結果について、特記事項及び医師意見書の内容と比較検討し、明らかな矛盾がないか確認する。
- これらの内容に不整合があった場合には再調査を実施するか、必要に応じて医師及び認定調査員に照会した上で認定調査の結果の一部修正が必要と認められる場合には、調査結果の一部修正を行う。
- 調査結果の一部修正を行う場合には、「別紙3 認定調査結果を修正できないケース」を参照する。
- なお、再調査後の審査判定は、原則として前回と同一の審査会において審査判定を行うこととする。

### （2）一次判定結果の変更

- 次に、一次判定の結果（認定調査の結果の一部を修正した場合には、一次判定用ソフトを用いて再度一次判定を行って得られた一次判定の結果（別紙2参照）を原案として、特記事項、医師意見書、B項目群、C

項目群（☆）の内容から、通常に比べてより長い（短い）時間の介護を要するかどうか判断し、一次判定の結果を変更して二次判定結果とする。ただし、既に一次判定で評価されているB1項目群（プロセスIで非該当となった場合は、B1及びB2項目群（★）のみをもって重度に変更することはできない。

### （3）変更の場合の妥当性の検証

一次判定の結果を変更する場合には、

- ① 障害程度区分基準時間の行為の区分毎の時間
- ② 区分変更の例（別紙5）

を参考に一次判定変更の妥当性を検証する。また、一次判定の結果を変更する場合には、「別紙4 二次判定で変更できないケース」を参照する。

#### ☆A項目群…障害程度区分基準時間の区分を定める項目群

介護保険の要介護認定の認定調査項目と同じ **79項目**

#### B項目群…一次判定の新ロジックにおける区分変更に係わる項目群

- ① 調理や買い物ができるかどうかなどの日常生活に関する項目 (B1項目) **7項目**
- ② 多動やこだわりなど行動面に関する項目 (B2項目) **9項目**

**計 16項目**

#### C項目群…障害の特性を補足的に捉えるための項目群（A・B項目群以外）

- ① 話がまとまらない、働きかけに応じず動かないなど精神面に関する項目 **8項目**
- ② 言語以外の手段を用いた説明理解など行動障害に関する項目 **2項目**
- ③ 文字の視覚的認識使用に関する項目 **1項目**

**計 11項目**

#### ★プロセスI非該当

介護保険と同じ79項目（A項目群）のみによる一次判定（プロセスI）の結果、非該当であった場合。なお、プロセスIIは、別紙2による判定結果。

## 9 審査会が付する意見

- さらに、特に必要がある場合と判断される場合については、訓練等給付等の有効な利用等に関し留意すべき事項について意見を付することができる。
- 審査会が必要に応じて付する意見について、特に留意すべき点は以下のとおりである。
  - ① 認定の有効期間を定める場合の留意事項  
「現在の状況がどの程度継続するか」との観点から、以下の場合に

において認定の有効期間（3年間）をより短く（3ヶ月以上で）設定するかどうかの検討を行う。

- ・ 身体上または精神上の障害の程度が6カ月～1年程度の間において変動しやすい状態にあると考えられる場合。  
施設から在宅、在宅から施設に変わる等、置かれている環境が大きく変化する場合など、審査判定時の状況が変化しうる可能性があると考えられる場合。
- ・ その他、審査会が特に必要と認める場合。

② サービスに関して意見を付する場合の留意事項

市町村は、訓練等給付等のサービス利用について審査会の意見が付された場合には、支給決定に当たって、提示されたサービスの利用について十分留意することとする。

10 その他審査及び判定に当たっての留意事項

① 概況調査票等の取り扱いについて

概況調査票（サービス利用状況票等を含む。）及び過去に用いた審査判定資料については、審査会が当該審査対象者の一般的な状態を把握するために参照することは差し支えないが、審査判定の際の直接的な資料としては用いない。（「別紙3 認定調査結果を変更できないケース」及び「別紙4 二次判定で変更できないケースを」参照）

② 委員が審査判定に加われない場合について

市町村は、審査判定を行う合議体に、審査対象者が入院もしくは入所し、又は障害福祉サービスを利用している施設等に所属する委員が含まれないように、審査判定を行う合議体の調整に努める。

審査対象者が入所等をしている施設等に所属する者が、当該合議体に委員として出席している場合には、当該審査対象者の審査及び判定に限って、当該委員は判定に加わることができない。

③ 審査会への委員及び事務局職員以外の参加について

審査会は、審査判定に当たって、必要に応じて、審査対象者及びその家族、医師、認定調査員及びその他の専門家の意見を聞くことができる。

④ 審査会の公開について

審査会は、第三者に対して原則非公開とする。

⑤ 審査会での審査判定に用いた資料の公開について

各市町村の情報公開に関する規程等に基づき判断されることとなるが、審査対象者本人から公開の申し出があった場合、審査会資料は公開されることが望ましい。

⑥ 記録の保存について

審査判定に用いた記録の保存方法等については、必要に応じて各市町村ごとにその取り扱いを定める。

⑦ 国への報告について

別途配布する報告用ソフトを用いて、別途定める事項について期日までに国に報告を行う。

1.1 支給決定案に対する意見

市町村は、当該市町村の支給基準と乖離する支給決定案を作成した場合、その妥当性について審査会に意見を聞くことができる。審査会は、市町村から意見を求められた場合は、意見を述べることとする。

障害者自立支援法に定める「市町村審査会」の委員の定数等を  
定める条例の参考例について

障害者自立支援法に定める「市町村審査会」（以下「審査会」という。）の委員の定数は、政令で定める基準に従い条例で定めることとなっているが、今般、市町村における条例の制定の参考に供するため、以下のとおり条例の参考例を作成したので、管下市町村へ周知方願いたい。

参考例についての留意事項は次のとおりであるが、この参考例は条例の規定振りの一つの例を示したものであり、文言、形式等を拘束する趣旨のものではない。

〇〇市（区・町・村）市町村審査会の委員の定数等を定める条例

（審査会の委員の定数）

第 1 条 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 15 条の規定により設置する〇〇市（区・町・村）市町村審査会（以下「審査会」という。）の委員の定数は、〇〇人とする。

（委任規定）

第 2 条 法令及びこの条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、市（区・町・村）長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。

（準備行為）

2 審査会は、この条例の施行前においても、審査判定業務その他の必要な行為を行うことができる。

【留意事項】

- 1 〇〇市（区・町・村）市町村審査会の委員の定数等を定める条例（以下「審査会定数等条例」という。）は、
  - ① 審査会を広域連合や一部事務組合で設置する場合は、広域連合等で条例を制定すること。
  - ② 審査会を共同設置する市町村にあって、規約により定数を定めた場合に

については、構成市町村において特段の事情のない限り、条例の制定を必要としないこと。

- ③ 審査会の審査判定業務を都道府県に委託する市町村においては、条例の制定を必要としないこと。この場合においては、都道府県において条例の制定が必要であること。

2 審査会定数等条例第2条の規定により定めることが想定される事項は、

- ① 合議体の招集
- ② 合議体の数
- ③ 一合議体の委員数

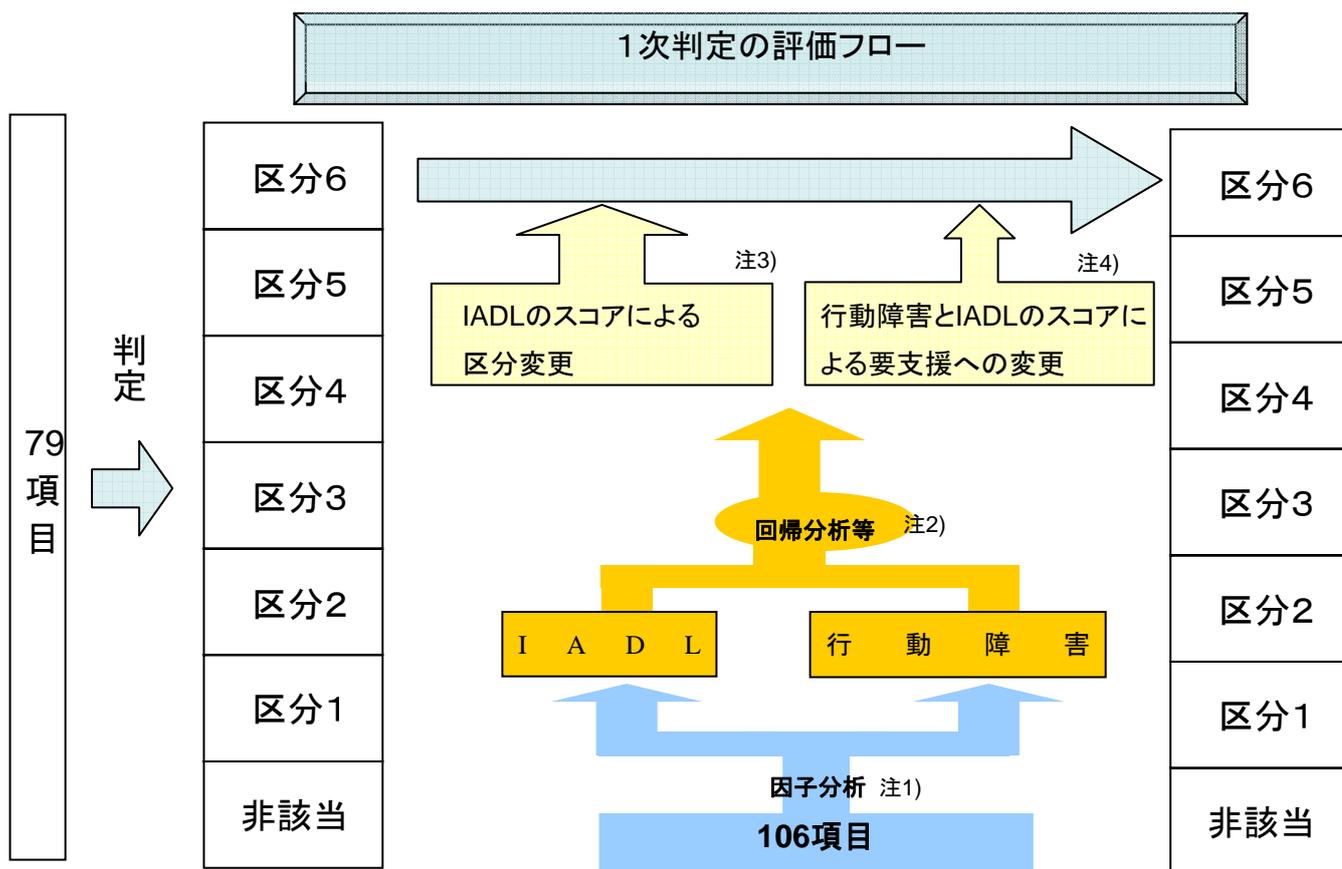
等であること。

3 審査会定数等条例附則第1項には、各市町村における審査会の設置日を規定することが想定している。また、同附則第2項の規定は、障害者自立支援法附則第24条に基づく事前準備行為として当該事務を行うことができる旨、入念的に規定を置く趣旨のものである。

一次判定結果について

- ① 「障害程度区分認定等に関する省令（平成 年厚生労働省令第〇〇号）」の1から6の各号のいずれかの（1）に該当する区分を一次判定結果とする。 ※79～82ページを参照
  
- ② ただし、以下の条件を満たす場合は、①に基づく区分より、1段階又は2段階の重度の区分を一次判定結果とする。
  - ・ 表1に基づくIADLスコアについて、図に示す回帰分析を行った結果得られる変数〔X3〕が1以上1.5未満のとき第1段階、1.5以上の場合2段階の変更とする。
  
  - ・ 表1に基づくIADLスコアが1.28以上又は表2に基づく行動障害スコアが0.07以上の場合、非該当から区分1へ変更する。

図 1 次判定結果の算出方法



注1) 多くの因子の関連性を分析し、相関関係の高い因子を推定する分析手法

注2) 複数の変数を用いて回帰式を求め、その相関関係に基づき分析結果を予測する方法

注3, 4) スコアによる区分変更ロジック

[X1]~[X4]の変数については、以下の数値を当てる。

要介護	要介護5	要介護4	要介護3	要介護2	要介護1	要支援	非該当
区分	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1	非該当
変数	7	6	5	4	3	2	1

- 要介護認定調査項目を使用して要介護度[X1]を算出する。
- IADLスコア(S1)、行動障害スコア(S2)を表1, 2に基づいて算出する。
- 以下の数式に当てはめ、変数[X2]を算出する。  

$$[X2]=0.6903*[X1]+0.1796*(S1)+1.1148$$
- 以下の計算を行い、変数[X3], [X4]を算出する。  

$$[X3]=[X2]-[X1]$$
  - [X3]<1 の場合、
    - ①[X1]=1(非該当)であり、S1>1.28 又は S2>0.07 の場合、[X4]=[X1]+1
    - ②上記以外の場合、[X4]=[X1]
  - $1 \leq [X3] < 1.5$  の場合、[X4]=[X1]+1
  - $1.5 \leq [X3]$  の場合、[X4]=[X1]+2
- [X1], [X4]を一次判定の候補とし、区分として表記する:[X1]→[X4]

## IADLのスコア、行動障害のスコアの算出

**表1 IADLスコア表**

調理(献立を含む)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
食事の配膳・下膳(運ぶこと)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
掃除(整理整頓を含む)	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
洗濯	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
入浴の準備と後片付け	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
買い物	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0
交通手段の利用	できる	0	見守り・一部介助	0.5	全介助	1.0

※各項目の点数を総計した点数について、7点満点(全項目が全介助)を6点満点に置き直して再計算した結果値をスコアとする。

**表2 行動障害スコア表**

泣いたり、笑ったりして感情が不安定になる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
暴言や暴行	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
しつこく同じ話をしたり、不快な音を立てる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
大声をだす	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
助言や介護に抵抗する	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
目的もなく動き回る	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
「家に帰る」等と言い落ち着きがない	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
1人で外に出たがり目が離せない	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
いろいろなものを集めたり、無断でもってくる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
物や衣類を壊したり、破いたりする	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
特定の物や人に対する強いこだわり	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				
多動または行動の停止	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
パニックや不安定な行動	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
自分の体を叩いたり傷つけるなどの行為	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
叩いたり蹴ったり器物を壊したりなどの行為	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
他人に突然抱きついたり、断りもなく物を持ってくる	ない	0	希にある	0.25	月に1回以上	0.5	週に1回以上	0.75	ほぼ毎日	1.0
環境の変化により、突発的に通常と違う声を出す	ない	0	希にある	0.25	週に1回以上	0.5	日に1回以上	0.75	日に頻回	1.0
突然走っていなくなるような突発的行動	ない	0	希にある	0.25	週に1回以上	0.5	日に1回以上	0.75	日に頻回	1.0
再三の手洗いや、繰り返しの確認のため、日常動作に時間がかかる	ない	0	ときどきある	0.5	ある	1.0				

※各項目の点数を総計した点数について、19点満点(全項目が最高点)を6点満点に置き直して再計算した結果値をスコアとする。

## 認定調査結果を変更できないケース

以下の事項に基づいて認定調査の調査結果の一部修正を行うことはできない。ただし、認定調査では得られなかった状況が特記事項又は医師意見書の内容（審査会における認定調査員及び医師の発言を含む。以下同じ。）等によって新たに明らかになった場合は必要に応じて変更を行うことができる。

### 1) 既に当初の一次判定の結果で勘案された心身の状況

#### (1) 認定調査の調査結果と一致する特記事項の内容

特記事項の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて認定調査結果の一部修正を行うことはできない。

#### (2) 認定調査結果と一致する医師意見書の内容

医師意見書の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて認定調査結果の一部修正を行うことはできない。

### 2) 根拠のない事項

#### (1) 特記事項又は医師意見書に基づかない審査対象者の状況

特記事項又は医師意見書の内容に特に記載がない場合は、記載されていない内容に基づいて認定調査結果の一部修正を行うことはできない。

## 二次判定で変更できないケース

以下の事項に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。ただし、特記事項又は医師意見書の内容に基づいて介護に要する時間が延長又は短縮していると判断される場合は一次判定の結果の変更を行うことができる。

### 1) 既に当初の一次判定の結果で勘案された心身の状況

#### (1) 認定調査の調査結果と一致する特記事項の内容

特記事項の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。

#### (2) 認定調査結果と一致する医師意見書の内容

医師意見書の内容が認定調査の調査結果と一致し、特に新たな状況が明らかになっていない場合は、その内容に基づいて一次判定の結果の変更を行うことはできない。

### 2) 根拠のない変更

#### (1) 特記事項又は医師意見書に基づかない審査対象者の状況

特記事項又は医師意見書に特に記載されていない状況を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

### 3) 介護に要する時間とは直接的に関係しない事項

#### (1) 年齢

審査対象者の年齢を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

#### (2) 行為に要する時間

ある行為について時間がかかっていることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

ただし、その行為に関し、特記事項又は医師意見書に記載されている内容に基づき、実際に受けている支援の具体的内容から心身の状況を判断すると、介護に要する時間が延長又は短縮していると判断される場合は変更を行うことができる。

#### 4) 心身の状況以外の状況

障害程度区分は、障害者の心身の状態を総合的に表す区分（法第4条第4項）であり、その判定に当たっては、下記の（1）～（4）のような心身の状況以外の状況については、考慮事項とはならない。なお、これらの事項は、障害程度区分認定後、支給決定の段階において、障害程度区分とともに、サービス量等について検討する際に勘案されることとなる。

##### （1）施設入所・在宅の別、住宅環境、家族介護者の有無

施設入所しているか又は在宅であるか、審査対象者の住宅環境、家族介護者の有無を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

ただし、特記事項又は医師意見書に記載されている内容に基づき、居住環境や介護者の状況の変化に伴い本人の心身の状況に大きな変化が生じることが予測され、介護に要する時間が延長又は短縮すると判断される場合は変更を行うことができる。

##### （2）抽象的な介護の必要性

特記事項又は医師意見書に、「介護の必要性が高い」等の抽象的な介護の必要性に関する記載のみがあり、具体的な状況に関する記載がない場合は、その内容を理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

##### （3）審査対象者の希望

特記事項又は医師意見書に、「本人は介護給付を希望している」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

##### （4）現に受けているサービス

特記事項又は医師意見書に、「現に介護サービスを受けている」等の記載があることを理由として一次判定の結果の変更を行うことはできない。

(事例)

○50歳 女性 視覚障害

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	非該当	非該当	区分1
障害程度区分基準時間:	23.8分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	6.5分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果		行動		調査結果	
<b>麻痺拘縮</b>							
1-1	麻痺(左-上肢)			7 ア	被害的		
	麻痺(右-上肢)			7 イ	作話		
	麻痺(左-下肢)			7 ウ	幻視幻聴		
	麻痺(右-下肢)			7 エ	感情が不安定		
	麻痺(その他)			7 オ	昼夜逆転		
1-2	拘縮(肩関節)			7 カ	暴言暴行		
	拘縮(肘関節)			7 キ	同じ話をする		
	拘縮(股関節)			7 ク	大声を出す		
	拘縮(膝関節)			7 ケ	介護に抵抗		
	拘縮(足関節)			7 コ	常時の徘徊		
	拘縮(その他)			7 サ	落ち着きなし		
				7 シ	外出して戻れない		
				7 ス	1人で出たがる		
<b>移動</b>							
2-1	寝返り			7 セ	収集癖		
2-2	起き上がり			7 ソ	火の不始末		
2-3	座位保持			7 タ	物や衣類を壊す		
2-4	両足での立位			7 チ	不潔行為		
2-5	歩行			7 ツ	異食行動		
2-6	移乗			7 テ	ひどい物忘れ		
2-7	移動		一部介助	<b>特別な医療</b>			
<b>複雑動作</b>							
3-1	立ち上がり			8-1	点滴の管理		
3-2	片足での立位			8-2	中心静脈栄養		
3-3	洗身			8-3	透析		
<b>特別介護</b>							
4-1 ア.	じょくそう			8-4	ストマの処置		
4-1 イ.	皮膚疾患			8-5	酸素療法		
4-2	えん下			8-6	レスピレーター		
4-3	食事摂取			8-7	気管切開の処置		
4-4	飲水			8-8	疼痛の看護		
4-5	排尿			8-9	経管栄養		
4-6	排便			8-10	モニター測定		
				8-11	じょくそうの処置		
				8-12	カテーテル		
<b>身の回り</b>							
5-1ア.	口腔清潔			<b>B1項目群</b>			
5-1イ.	洗顔			9-1	調理		
5-1ウ.	整髪			9-2	食事の配下膳		
5-1エ.	つめ切り			9-3	掃除		
5-2ア.	上衣の着脱			9-4	洗濯		
5-2イ.	ズボン等の着脱			9-5	入浴の準備片付け		
5-3	薬の内服			9-6	買い物		見守り、一部介助
5-4	金銭の管理			9-7	交通手段の利用		見守り、一部介助
5-5	電話の利用			<b>B2項目群</b>			
5-6	日常の意思決定			7 ト	こだわり		
<b>意思疎通</b>							
6-1	視力		ほとんど見えず	7 ナ	多動・行動停止		
6-2	聴力			7 ニ	不安定な行動		
6-3-ア	意思の伝達			7 ヌ	自ら叩く等の行為		
6-4-ア	指示への反応			7 ネ	他を叩く等の行為		
6-5ア.	毎日の日課を理解			7 ノ	興味等による行動		
6-5イ.	生年月日をいう			7 ハ	通常と違う声		
6-5ウ.	短期記憶			7 ヒ	突発的行動		
6-5エ.	自分の名前をいう			7 ホ	反復的行動		
6-5オ.	今の季節を理解			<b>C項目群</b>			
6-5カ.	場所の理解			6-3-1	独自の意思伝達		
				6-4-1	説明の理解		
				7 フ	過食、反すう等		
				7 ヘ	憂鬱で悲観的		
				7 マ	対人面の不安緊張		
				7 ミ	意欲が乏しい		
				7 ム	話がまとまらない		
				7 メ	集中力が続かない		
				7 モ	自己の過大評価		
				7 ヤ	疑い深く拒否的		
				9-8	文字の視覚的認識		一部介助

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	87.5	99.9	100.0	100.0	86.9	100.0

非該当 → 区分Ⅰ その2

(事例)  
 ○30歳 女性 中度知的障害  
 ○発音が不明瞭で会話が通じないことがある。  
 ○初対面の人とは会話できない。集団参加は一人できない。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	非該当	非該当	区分Ⅰ
障害程度区分基準時間:	23.2分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	5.9分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果	
<b>麻痺拘縮</b>			
1-1	麻痺(左-上肢)		
	麻痺(右-上肢)		
	麻痺(左-下肢)		
	麻痺(右-下肢)		
	麻痺(その他)		
1-2	拘縮(肩関節)		
	拘縮(肘関節)		
	拘縮(股関節)		
	拘縮(膝関節)		
	拘縮(足関節)		
	拘縮(その他)		
<b>移動</b>			
2-1	寝返り		
2-2	起き上がり		
2-3	座位保持		
2-4	両足での立位		
2-5	歩行		
2-6	移乗		
2-7	移動		
<b>複雑動作</b>			
3-1	立ち上がり		
3-2	片足での立位		
3-3	洗身		
<b>特別介護</b>			
4-1ア.	じょくそう		
4-1イ.	皮膚疾患		
4-2	えん下		
4-3	食事摂取		
4-4	飲水		
4-5	排尿		
4-6	排便		
<b>身の回り</b>			
5-1ア.	口腔清潔		
5-1イ.	洗顔		
5-1ウ.	整髪		
5-1エ.	つめ切り		
5-2ア.	上衣の着脱		
5-2イ.	ズボン等の着脱		
5-3	薬の内服		
5-4	金銭の管理		一部介助
5-5	電話の利用		
5-6	日常の意思決定		特別な場合以外不可
<b>意思疎通</b>			
6-1	視力		
6-2	聴力		
6-3ア.	意思の伝達		
6-4ア.	指示への反応		
6-5ア.	毎日の日課を理解		
6-5イ.	生年月日をいう		
6-5ウ.	短期記憶		
6-5エ.	自分の名前をいう		
6-5オ.	今の季節を理解		
6-5カ.	場所の理解		

行動		調査結果	
7ア	被害的		
7イ	作話		
7ウ	幻視幻聴		
7エ	感情が不安定		
7オ	昼夜逆転		
7カ	暴言暴行		
7キ	同じ話をする		
7ク	大声を出す		
7ケ	介護に抵抗		
7コ	常時の徘徊		
7サ	落ち着きなし		
7シ	外出して戻れない		
7ス	1人で出たがる		
7セ	収集癖		
7ソ	火の不始末		
7タ	物や衣類を壊す		
7チ	不潔行為		
7ツ	異食行動		
7テ	ひどい物忘れ		
<b>特別な医療</b>			
8-1	点滴の管理		
8-2	中心静脈栄養		
8-3	透析		
8-4	ストーマの処置		
8-5	酸素療法		
8-6	レスピレーター		
8-7	気管切開の処置		
8-8	疼痛の看護		
8-9	経管栄養		
8-10	モニター測定		
8-11	じょくそうの処置		
8-12	カテーテル		

B1項目群		調査結果	
9-1	調理		
9-2	食事の配下膳		
9-3	掃除		見守り、一部介助
9-4	洗濯		
9-5	入浴の準備片付け		
9-6	買い物		
9-7	交通手段の利用		見守り、一部介助

B2項目群		調査結果	
7ト	こだわり		
7ナ	多動・行動停止		
7ニ	不安定な行動		
7ヌ	自ら叩く等の行為		
7ネ	他を叩く等の行為		
7ノ	興味等による行動		
7ハ	通常と違う声		
7ヒ	突発的行動		
7ホ	反復的行動		

C項目群		調査結果	
6-3-1	独自の意思伝達		
6-4-1	説明の理解		
7フ	過食、反すう等		
7ヘ	憂鬱で悲観的		
7マ	対人面の不安緊張		
7ミ	意欲が乏しい		ときどきある
7ム	話がまとまらない		
7メ	集中力が続かない		
7モ	自己の過大評価		ときどきある
7ヤ	疑い深く拒否的		
9-8	文字の視覚的認識		

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	100.0	89.6	100.0	100.0



区分1 → 区分2 その1

(事例)

○60歳 女性 視覚障害・聴覚障害  
 ○通院や買い物以外外出することはほとんどない。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分1	区分1	区分2
障害程度区分基準時間:	28.1分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	5.7分	9.1分	0.4分	3.2分	7.5分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果		行動		調査結果	
麻痺拘縮				7 ア	被害的		
1-1	麻痺(左-上肢)			7 イ	作話		
	麻痺(右-上肢)			7 ウ	幻視幻聴		
	麻痺(左-下肢)			7 エ	感情が不安定		
	麻痺(右-下肢)			7 オ	昼夜逆転		
	麻痺(その他)			7 カ	暴言暴行		
1-2	拘縮(肩関節)			7 キ	同じ話をする		
	拘縮(肘関節)			7 ク	大声を出す		
	拘縮(股関節)			7 ケ	介護に抵抗		
	拘縮(膝関節)			7 コ	常時の徘徊		
	拘縮(足関節)			7 サ	落ち着きなし		
	拘縮(その他)			7 シ	外出して戻れない		
移動				7 ス	1人で出たがる		
2-1	寝返り			7 セ	収集癖		
2-2	起き上がり			7 ソ	火の不始末		
2-3	座位保持			7 タ	物や衣類を壊す		
2-4	両足での立位			7 チ	不潔行為		
2-5	歩行			7 ツ	異食行動		
2-6	移乗			7 テ	ひどい物忘れ		
2-7	移動			特別な医療			
複雑動作				8-1	点滴の管理		
3-1	立ち上がり			8-2	中心静脈栄養		
3-2	片足での立位			8-3	透析		
3-3	洗身			8-4	ストマの処置		
特別介護				8-5	酸素療法		
4-1ア.	じょくそう			8-6	レスピレーター		
4-1イ.	皮膚疾患			8-7	気管切開の処置		
4-2	えん下			8-8	疼痛の看護		
4-3	食事摂取			8-9	経管栄養		
4-4	飲水			8-10	モニター測定		
4-5	排尿			8-11	じょくそうの処置		
4-6	排便			8-12	カテーテル		
身の回り				B1項目群			
5-1ア.	口腔清潔			9-1	調理	見守り、一部介助	
5-1イ.	洗顔			9-2	食事の配下膳	見守り、一部介助	
5-1ウ.	整髪			9-3	掃除	見守り、一部介助	
5-1エ.	つめ切り		全介助	9-4	洗濯		
5-2ア.	上衣の着脱			9-5	入浴の準備片付け		
5-2イ.	ズボン等の着脱			9-6	買い物	見守り、一部介助	
5-3	薬の内服		一部介助	9-7	交通手段の利用	全介助	
5-4	金銭の管理		一部介助	B2項目群			
5-5	電話の利用			7ト	こだわり		
5-6	日常の意思決定			7ナ	多動・行動停止		
意思疎通				7ニ	不安定な行動		
6-1	視力		ほとんど見えず	7ヌ	自ら叩く等の行為		
6-2	聴力		ほとんど聞こえず	7ネ	他を叩く等の行為		
6-3ア	意思の伝達			7ノ	興味等による行動		
6-4ア	指示への反応			7ハ	通常と違う声		
6-5ア.	毎日の日課を理解			7ヒ	突発的行動		
6-5イ.	生年月日をいう			7ホ	反復的行動	ときどきある	
6-5ウ.	短期記憶			C項目群			
6-5エ.	自分の名前をいう			6-3-1	独自の意思伝達		
6-5オ.	今の季節を理解			6-4-1	説明の理解		
6-5カ.	場所の理解			7フ	過食、反すう等		
3 中間評価項目得点表				7ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある	
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	7マ	対人面の不安緊張	ときどきある	
100.0	100.0	99.9	100.0	7ミ	意欲が乏しい	ときどきある	
				7ム	話がまとまらない		
				7メ	集中力が続かない	ときどきある	
				7モ	自己の過大評価		
				7ヤ	疑い深く拒否的		
				9-8	文字の視覚的認識	全介助	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	100.0	80.1	71.9	100.0

区分1 →区分2 その2

(事例)

○50歳 女性 軽度知的障害  
○髪の毛を引っ張る、突然しゃべり出す等の行動もあるが服薬はしていない。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分1	区分1	区分2
障害程度区分基準時間:	26.8分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	2.4分	2.7分	4.2分	7.3分	0.4分	3.2分	5.9分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果
<b>麻痺拘縮</b>		
1-1	麻痺(左-上肢)	
	麻痺(右-上肢)	
	麻痺(左-下肢)	
	麻痺(右-下肢)	
	麻痺(その他)	
1-2	拘縮(肩関節)	
	拘縮(肘関節)	
	拘縮(股関節)	
	拘縮(膝関節)	
	拘縮(足関節)	
<b>移動</b>		
2-1	寝返り	
2-2	起き上がり	
2-3	座位保持	
2-4	両足での立位	
2-5	歩行	
2-6	移乗	
2-7	移動	
<b>複雑動作</b>		
3-1	立ち上がり	
3-2	片足での立位	
3-3	洗身	一部介助
<b>特別介護</b>		
4-1ア	じょくそう	
4-1イ	皮膚疾患	
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	
4-4	飲水	
4-5	排尿	
4-6	排便	
<b>身の回り</b>		
5-1ア	口腔清潔	一部介助
5-1イ	洗顔	一部介助
5-1ウ	整髪	一部介助
5-1エ	つめ切り	一部介助
5-2ア	上衣の着脱	
5-2イ	ズボン等の着脱	
5-3	薬の内服	一部介助
5-4	金銭の管理	一部介助
5-5	電話の利用	
5-6	日常の意思決定	特別な場合以外可
<b>意思疎通</b>		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3-ア	意思の伝達	
6-4-ア	指示への反応	
6-5ア	毎日の日課を理解	
6-5イ	生年月日をいう	
6-5ウ	短期記憶	
6-5エ	自分の名前をいう	
6-5オ	今の季節を理解	
6-5カ	場所の理解	

行動		調査結果
7 ア	被害的	
7 イ	作話	
7 ウ	幻視幻聴	ときどきある
7 エ	感情が不安定	
7 オ	昼夜逆転	
7 カ	暴言暴行	
7 キ	同じ話をする	
7 ク	大声を出す	
7 ケ	介護に抵抗	
7 コ	常時の徘徊	
7 サ	落ち着きなし	
7 シ	外出して戻れない	
7 ス	1人で出たがる	
7 セ	収集癖	
7 ソ	火の不始末	
7 タ	物や衣類を壊す	
7 チ	不潔行為	
7 ツ	異食行動	
7 テ	ひどい物忘れ	
<b>特別な医療</b>		
8-1	点滴の管理	
8-2	中心静脈栄養	
8-3	透析	
8-4	ストマの処置	
8-5	酸素療法	
8-6	レスピレーター	
8-7	気管切開の処置	
8-8	疼痛の看護	
8-9	経管栄養	
8-10	モニター測定	
8-11	じょくそうの処置	
8-12	カテーテル	

B1項目群		調査結果
9-1	調理	全介助
9-2	食事の配下膳	
9-3	掃除	見守り、一部介助
9-4	洗濯	見守り、一部介助
9-5	入浴の準備片付け	
9-6	買い物	見守り、一部介助
9-7	交通手段の利用	見守り、一部介助

B2項目群		調査結果
7 ト	こだわり	
7 ナ	多動・行動停止	
7 ニ	不安定な行動	
7 ヌ	自ら叩く等の行為	
7 ネ	他を叩く等の行為	
7 ノ	興味等による行動	
7 ハ	通常と違う声	
7 ヒ	突発的行動	
7 ホ	反復的行動	

C項目群		調査結果
6-3-イ	独自の意思伝達	
6-4-イ	説明の理解	
7 フ	過食、反すう等	
7 ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある
7 マ	対人面の不安緊張	
7 ミ	意欲が乏しい	
7 ム	話がまとまらない	
7 メ	集中力が続かない	
7 モ	自己の過大評価	
7 ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	100.0	100.0	63.8	100.0	100.0

区分1 → 区分2 その3

(事例)

○50歳 女性 妄想、家族への抵抗あり  
○2軸評価 精神症状3点、能力障害3点

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分1	区分1	区分2
障害程度区分基準時間:	31.8分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	4.7分	7.3分	4.0分	3.2分	10.4分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果		行動		調査結果	
<b>麻痺拘縮</b>				7 ア	被害的		
1-1	麻痺(左-上肢)			7 イ	作話		
	麻痺(右-上肢)			7 ウ	幻視幻聴		ときどきある
	麻痺(左-下肢)			7 エ	感情が不安定		
	麻痺(右-下肢)			7 オ	昼夜逆転		
	麻痺(その他)			7 カ	暴言暴行		
1-2	拘縮(肩関節)			7 キ	同じ話をする		ときどきある
	拘縮(肘関節)			7 ク	大声を出す		
	拘縮(股関節)			7 ケ	介護に抵抗		
	拘縮(膝関節)			7 コ	常時の徘徊		
	拘縮(足関節)			7 サ	落ち着きなし		
	拘縮(その他)			7 シ	外出して戻れない		
<b>移動</b>				7 ス	1人で出たがる		
2-1	寝返り			7 セ	収集癖		
2-2	起き上がり			7 ソ	火の不始末		
2-3	座位保持			7 タ	物や衣類を壊す		
2-4	両足での立位			7 チ	不潔行為		
2-5	歩行			7 ツ	異食行動		
2-6	移乗			7 テ	ひどい物忘れ		
2-7	移動			<b>特別な医療</b>			
<b>複雑動作</b>				8-1	点滴の管理		
3-1	立ち上がり			8-2	中心静脈栄養		
3-2	片足での立位			8-3	透析		
3-3	洗身			8-4	ストーマの処置		
<b>特別介護</b>				8-5	酸素療法		
4-1ア.	じょくそう			8-6	レスピレーター		
4-1イ.	皮膚疾患			8-7	気管切開の処置		
4-2	えん下			8-8	疼痛の看護		
4-3	食事摂取			8-9	経管栄養		
4-4	飲水			8-10	モニター測定		
4-5	排尿			8-11	じょくそうの処置		
4-6	排便			8-12	カテーテル		
<b>身の回り</b>				<b>B1項目群</b>			
5-1ア.	口腔清潔			9-1	調理		見守り、一部介助
5-1イ.	洗顔			9-2	食事の配下膳		
5-1ウ.	整髪			9-3	掃除		
5-1エ.	つめ切り			9-4	洗濯		
5-2ア.	上衣の着脱			9-5	入浴の準備片付け		
5-2イ.	ズボン等の着脱			9-6	買い物		見守り、一部介助
5-3	薬の内服			9-7	交通手段の利用		
5-4	金銭の管理		一部介助	<b>B2項目群</b>			
5-5	電話の利用			7 ト	こだわり		
5-6	日常の意思決定			7 ナ	多動・行動停止		
<b>意思疎通</b>				7 ニ	不安定な行動		
6-1	視力			7 ハ	自ら叩く等の行為		
6-2	聴力			7 ネ	他を叩く等の行為		
6-3-ア	意思の伝達			7 ノ	興味等による行動		
6-4-ア	指示への反応			7 ハ	通常と違う声		
6-5ア.	毎日の日課を理解			7 ヒ	突発的行動		
6-5イ.	生年月日をいう			7 ホ	反復的行動		
6-5ウ.	短期記憶			<b>C項目群</b>			
6-5エ.	自分の名前をいう			6-3-イ	独自の意思伝達		
6-5オ.	今の季節を理解			6-4-イ	説明の理解		
6-5カ.	場所の理解			7 フ	過食、反すう等		
<b>3 中間評価項目得点表</b>				7 ヘ	憂鬱で悲観的		ときどきある
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	7 マ	対人面の不安緊張		
100.0	100.0	99.9	100.0	7 ミ	意欲が乏しい		
				7 ム	話がまとまらない		ときどきある
				7 メ	集中力が続かない		
				7 モ	自己の過大評価		
				7 ヤ	疑い深く拒否的		
				9-8	文字の視覚的認識		

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	100.0	94.0	100.0	95.4



区分2 →区分3 その2

(事例)

- 45歳 男性 最重度知的障害
- 発音が不明瞭で、しかも会話の内容がまとまらないため相手に伝わらない。
- 日常生活全般にわたり能力が低下してきている。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分2	区分2	区分3
障害程度区分基準時間:	39.9分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	2.4分	2.7分	4.2分	14.7分	0.4分	5.7分	9.1分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果	
<b>麻痺拘縮</b>			
1-1	麻痺(左-上肢)		
	麻痺(右-上肢)		
	麻痺(左-下肢)		
	麻痺(右-下肢)		
	麻痺(その他)		
1-2	拘縮(肩関節)		
	拘縮(肘関節)		
	拘縮(股関節)		
	拘縮(膝関節)		
	拘縮(足関節)		
<b>移動</b>			
2-1	寝返り		
2-2	起き上がり		
2-3	座位保持		
2-4	両足での立位		
2-5	歩行		
2-6	移乗		
2-7	移動		
<b>複雑動作</b>			
3-1	立ち上がり		
3-2	片足での立位		
3-3	洗身		
<b>特別介護</b>			
4-1ア.	じょくそう		
4-1イ.	皮膚疾患	ある	
4-2	えん下		
4-3	食事摂取		
4-4	飲水		
4-5	排尿		
4-6	排便		
<b>身の回り</b>			
5-1ア.	口腔清潔		
5-1イ.	洗顔		
5-1ウ.	整髪		
5-1エ.	つめ切り	一部介助	
5-2ア.	上衣の着脱	一部介助	
5-2イ.	ズボン等の着脱	一部介助	
5-3	薬の内服	一部介助	
5-4	金銭の管理	一部介助	
5-5	電話の利用	一部介助	
5-6	日常の意思決定	特別な場合以外可	
<b>意思疎通</b>			
6-1	視力		
6-2	聴力		
6-3-ア	意思の伝達	ときどきできる	
6-4-ア	指示への反応	ときどき通じる	
6-5ア.	毎日の日課を理解		
6-5イ.	生年月日をいう		
6-5ウ.	短期記憶		
6-5エ.	自分の名前をいう		
6-5オ.	今の季節を理解		
6-5カ.	場所の理解		

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	99.9	98.1	61.3	86.3	91.2

行動		調査結果	
7ア	被害的		
7イ	作話		
7ウ	幻視幻聴		
7エ	感情が不安定		ときどきある
7オ	昼夜逆転		
7カ	暴言暴行		ときどきある
7キ	同じ話をする		ときどきある
7ク	大声を出す		ときどきある
7ケ	介護に抵抗		
7コ	常時の徘徊		
7サ	落ち着きなし		
7シ	外出して戻れない		
7ス	1人で出たがる		
7セ	収集癖		
7ソ	火の不始末		
7タ	物や衣類を壊す		
7チ	不潔行為		
7ツ	異食行動		
7テ	ひどい物忘れ		
<b>特別な医療</b>			
8-1	点滴の管理		
8-2	中心静脈栄養		
8-3	透析		
8-4	ストーマの処置		
8-5	酸素療法		
8-6	レスピレーター		
8-7	気管切開の処置		
8-8	疼痛の看護		
8-9	経管栄養		
8-10	モニター測定		
8-11	じょくそうの処置		
8-12	カテーテル		

B1項目群		調査結果	
9-1	調理		見守り、一部介助
9-2	食事の配下膳		見守り、一部介助
9-3	掃除		見守り、一部介助
9-4	洗濯		見守り、一部介助
9-5	入浴の準備片付け		見守り、一部介助
9-6	買い物		見守り、一部介助
9-7	交通手段の利用		見守り、一部介助

B2項目群		調査結果	
7ト	こだわり		
7ナ	多動・行動停止		
7ニ	不安定な行動		
7ヌ	自ら叩く等の行為		
7ネ	他を叩く等の行為		
7ノ	興味等による行動		
7ハ	通常と違う声		
7ヒ	突発的行動		
7ホ	反復的行動		

C項目群		調査結果	
6-3-イ	独自の意思伝達		ときどきできる
6-4-イ	説明の理解		
7フ	過食、反すう等		
7ヘ	憂鬱で悲観的		
7マ	対人面の不安緊張		
7ミ	意欲が乏しい		
7ム	話がまとまらない		ある
7メ	集中力が続かない		ある
7モ	自己の過大評価		
7ヤ	疑い深く拒否的		
9-8	文字の視覚的認識		

区分2 → 区分3 その3

(事例)

○50歳 男性 統合失調症  
○2軸評価 精神症状3点、能力障害2点

判定結果:	プロセスⅠ 区分2	プロセスⅡ 区分2	2次判定 区分3
障害程度区分基準時間:	37.7分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	0.5分	1.0分	9.2分	14.7分	2.6分	1.5分	7.5分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果	
<b>麻痺拘縮</b>			
1-1	麻痺(左-上肢)		
	麻痺(右-上肢)		
	麻痺(左-下肢)		
	麻痺(右-下肢)		
	麻痺(その他)		
1-2	拘縮(肩関節)		
	拘縮(肘関節)		
	拘縮(股関節)		
	拘縮(膝関節)		
	拘縮(足関節)		
<b>移動</b>			
2-1	寝返り		
2-2	起き上がり		
2-3	座位保持		
2-4	両足での立位		
2-5	歩行		
2-6	移乗		
2-7	移動		
<b>複雑動作</b>			
3-1	立ち上がり		
3-2	片足での立位		支えが必要
3-3	洗身		
<b>特別介護</b>			
4-1ア	じょくそう		
4-1イ	皮膚疾患		
4-2	えん下		
4-3	食事摂取		
4-4	飲水		
4-5	排尿		
4-6	排便		
<b>身の回り</b>			
5-1ア	口腔清潔		
5-1イ	洗顔		
5-1ウ	整髪		
5-1エ	つめ切り		
5-2ア	上衣の着脱		
5-2イ	ズボン等の着脱		
5-3	薬の内服		
5-4	金銭の管理		一部介助
5-5	電話の利用		
5-6	日常の意思決定		
<b>意思疎通</b>			
6-1	視力		
6-2	聴力		
6-3-ア	意思の伝達		
6-4-ア	指示への反応		
6-5ア	毎日の日課を理解		
6-5イ	生年月日をいう		
6-5ウ	短期記憶		できない
6-5エ	自分の名前をいう		
6-5オ	今の季節を理解		
6-5カ	場所の理解		
<b>行動</b>		<b>調査結果</b>	
7ア	被害的		
7イ	作話		
7ウ	幻視幻聴		
7エ	感情が不安定		ときどきある
7オ	昼夜逆転		
7カ	暴言暴行		ときどきある
7キ	同じ話をする		
7ク	大声を出す		
7ケ	介護に抵抗		ときどきある
7コ	常時の徘徊		ときどきある
7サ	落ち着きなし		
7シ	外出して戻れない		ときどきある
7ス	1人で出たがる		
7セ	収集癖		
7ソ	火の不始末		
7タ	物や衣類を壊す		
7チ	不潔行為		
7ツ	異食行動		
7テ	ひどい物忘れ		ときどきある
<b>特別な医療</b>			
8-1	点滴の管理		
8-2	中心静脈栄養		
8-3	透析		
8-4	ストーマの処置		
8-5	酸素療法		
8-6	レスピレーター		
8-7	気管切開の処置		
8-8	疼痛の看護		
8-9	経管栄養		
8-10	モニター測定		
8-11	じょくそうの処置		
8-12	カテーテル		
<b>B1項目群</b>		<b>調査結果</b>	
9-1	調理		見守り、一部介助
9-2	食事の配下膳		見守り、一部介助
9-3	掃除		
9-4	洗濯		
9-5	入浴の準備片付け		
9-6	買い物		
9-7	交通手段の利用		見守り、一部介助
<b>B2項目群</b>		<b>調査結果</b>	
7ト	こだわり		ときどきある
7ナ	多動・行動停止		
7ニ	不安定な行動		週に1回以上
7ヌ	自ら叩く等の行為		
7ネ	他を叩く等の行為		
7ノ	興味等による行動		
7ハ	通常と違う声		
7ヒ	突発的行動		希にある
7ホ	反復的行動		
<b>C項目群</b>		<b>調査結果</b>	
6-3-イ	独自の意思伝達		
6-4-イ	説明の理解		
7フ	過食、反すう等		
7ヘ	憂鬱で悲観的		ときどきある
7マ	対人面の不安緊張		
7ミ	意欲が乏しい		
7ム	話がまとまらない		
7メ	集中力が続かない		
7モ	自己の過大評価		
7ヤ	疑い深く拒否的		ときどきある
9-8	文字の視覚的認識		

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	74.2	100.0	94.0	94.0	87.4

区分3 → 区分4 その1

(事例)

○55歳 女性 肢体不自由・視覚障害・最重度知的障害  
 ○日中はほとんど外出しない。身体に執着し、血が出るまで爪を切ったりほくろをきったりすることがある。環境の変化と集団生活に適応できない。

判定結果:	プロセスⅠ 区分3	プロセスⅡ 区分3	2次判定 区分4
障害程度区分基準時間:	64.4分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
5.7分	10.5分	13.8分	16.4分	5.1分	2.2分	5.0分	5.7分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果
麻痺拘縮		
1-1	麻痺(左-上肢)	
	麻痺(右-上肢)	
	麻痺(左-下肢)	
	麻痺(右-下肢)	
	麻痺(その他)	
1-2	拘縮(肩関節)	
	拘縮(肘関節)	
	拘縮(股関節)	
	拘縮(膝関節)	
	拘縮(足関節)	ある
移動		
2-1	寝返り	
2-2	起き上がり	
2-3	座位保持	
2-4	両足での立位	
2-5	歩行	
2-6	移乗	
2-7	移動	見守り等
複雑動作		
3-1	立ち上がり	つかまれば可
3-2	片足での立位	支えが必要
3-3	洗身	一部介助
特別介護		
4-1ア	じょくそう	
4-1イ	皮膚疾患	ある
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	一部介助
4-4	飲水	見守り等
4-5	排尿	見守り等
4-6	排便	一部介助
身の回り		
5-1ア	口腔清潔	一部介助
5-1イ	洗顔	一部介助
5-1ウ	整髪	一部介助
5-1エ	つめ切り	一部介助
5-2ア	上衣の着脱	一部介助
5-2イ	ズボン等の着脱	一部介助
5-3	薬の内服	一部介助
5-4	金銭の管理	全介助
5-5	電話の利用	全介助
5-6	日常の意思決定	日常的に困難
意思疎通		
6-1	視力	目の前が見える
6-2	聴力	
6-3-ア	意思の伝達	ときどきできる
6-4-ア	指示への反応	ときどき通じる
6-5ア	毎日の日課を理解	
6-5イ	生年月日をいう	できない
6-5ウ	短期記憶	
6-5エ	自分の名前をいう	
6-5オ	今の季節を理解	できない
6-5カ	場所の理解	

行動		調査結果
7ア	被害的	ある
7イ	作話	
7ウ	幻視幻聴	ある
7エ	感情が不安定	ある
7オ	昼夜逆転	
7カ	暴言暴行	ある
7キ	同じ話をする	
7ク	大声を出す	ある
7ケ	介護に抵抗	ある
7コ	常時の徘徊	
7サ	落ち着きなし	
7シ	外出して戻れない	
7ス	1人で出たがる	ときどきある
7セ	収集癖	
7ソ	火の不始末	
7タ	物や衣類を壊す	
7チ	不潔行為	
7ツ	異食行動	
7テ	ひどい物忘れ	
特別な医療		
8-1	点滴の管理	
8-2	中心静脈栄養	
8-3	透析	
8-4	ストマの処置	
8-5	酸素療法	
8-6	レスピレーター	
8-7	気管切開の処置	
8-8	疼痛の看護	
8-9	経管栄養	
8-10	モニター測定	
8-11	じょくそうの処置	
8-12	カテーテル	

B1項目群		
9-1	調理	全介助
9-2	食事の配下膳	全介助
9-3	掃除	全介助
9-4	洗濯	全介助
9-5	入浴の準備片付け	全介助
9-6	買い物	全介助
9-7	交通手段の利用	全介助

B2項目群		
7ト	こだわり	ある
7ナ	多動・行動停止	
7ニ	不安定な行動	ほぼ毎日
7ヌ	自ら叩く等の行為	希にある
7ネ	他を叩く等の行為	
7ノ	興味等による行動	
7ハ	通常と違う声	
7ヒ	突発的行動	
7ホ	反復的行動	ある

C項目群		
6-3-イ	独自の意思伝達	ときどきできる
6-4-イ	説明の理解	ときどきできる
7フ	過食、反すう等	ほぼ毎日
7ヘ	憂鬱で悲観的	
7マ	対人面の不安緊張	
7ミ	意欲が乏しい	ある
7ム	話がまとまらない	
7メ	集中力が続かない	
7モ	自己の過大評価	
7ヤ	疑い深く拒否的	
9-8	文字の視覚的認識	一部介助

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
80.5	90.8	44.0	54.7	36.5	60.4	67.9

区分3 → 区分4 その2

(事例)

○20歳 女性 最重度知的障害  
 ○身長145cm、体重78kgと肥満である。  
 ○昨年までてんかん発作があったが、現在は服薬で治まっている。

判定結果:	プロセスⅠ 区分3	プロセスⅡ 区分3	2次判定 区分4
障害程度区分基準時間:	60.9分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
4.3分	10.5分	13.8分	17.1分	4.0分	5.7分	2.2分	3.3分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果		行動		調査結果	
<b>麻痺拘縮</b>				<b>行動</b>			
1-1	麻痺(左-上肢)			7 ア	被害的		
	麻痺(右-上肢)			7 イ	作話		
	麻痺(左-下肢)			7 ウ	幻視幻聴		
	麻痺(右-下肢)			7 エ	感情が不安定		
	麻痺(その他)			7 オ	昼夜逆転		
1-2	拘縮(肩関節)			7 カ	暴言暴行		ある
	拘縮(肘関節)			7 キ	同じ話をする		ある
	拘縮(股関節)			7 ク	大声を出す		ときどきある
	拘縮(膝関節)			7 ケ	介護に抵抗		ある
	拘縮(足関節)			7 コ	常時の徘徊		ある
	拘縮(その他)			7 サ	落ち着きなし		
				7 シ	外出して戻れない		ある
<b>移動</b>				7 ス	1人で出たがる		
2-1	寝返り			7 セ	収集癖		
2-2	起き上がり			7 ソ	火の不始末		
2-3	座位保持			7 タ	物や衣類を壊す		
2-4	両足での立位			7 チ	不潔行為		
2-5	歩行			7 ツ	異食行動		ときどきある
2-6	移乗			7 テ	ひどい物忘れ		
2-7	移動			<b>特別な医療</b>			
<b>複雑動作</b>				8-1	点滴の管理		
3-1	立ち上がり			8-2	中心静脈栄養		
3-2	片足での立位			8-3	透析		
3-3	洗身		全介助	8-4	スーマの処置		
<b>特別介護</b>				8-5	酸素療法		
4-1ア	じょくそう			8-6	レスピレーター		
4-1イ	皮膚疾患		ある	8-7	気管切開の処置		
4-2	えん下			8-8	疼痛の看護		
4-3	食事摂取		見守り等	8-9	経管栄養		
4-4	飲水		見守り等	8-10	モニター測定		
4-5	排尿		見守り等	8-11	じょくそうの処置		
4-6	排便		一部介助	8-12	カテーテル		
<b>身の回り</b>				<b>B1項目群</b>			
5-1ア	口腔清潔		全介助	9-1	調理		全介助
5-1イ	洗顔		全介助	9-2	食事の配下膳		全介助
5-1ウ	整髪		全介助	9-3	掃除		全介助
5-1エ	つめ切り		全介助	9-4	洗濯		全介助
5-2ア	上衣の着脱		一部介助	9-5	入浴の準備片付け		全介助
5-2イ	ズボン等の着脱		一部介助	9-6	買い物		全介助
5-3	薬の内服		一部介助	9-7	交通手段の利用		全介助
5-4	金銭の管理		全介助	<b>B2項目群</b>			
5-5	電話の利用		全介助	7 ト	こだわり		
5-6	日常の意思決定		できない	7 ナ	多動・行動停止		ほぼ毎日
<b>意思疎通</b>				7 ニ	不安定な行動		希にある
6-1	視力			7 ヌ	自ら叩く等の行為		ほぼ毎日
6-2	聴力			7 ネ	他を叩く等の行為		
6-3ア	意思の伝達		ほとんど不可	7 ノ	興味等による行動		希にある
6-4ア	指示への反応		ときどき通じる	7 ハ	通常と違う声		希にある
6-5ア	毎日の日課を理解		できない	7 ヒ	突発的行動		
6-5イ	生年月日をいう		できない	7 ホ	反復的行動		
6-5ウ	短期記憶		できない	<b>C項目群</b>			
6-5エ	自分の名前をいう		できない	6-3-1	独自の意思伝達		ときどきできる
6-5オ	今の季節を理解		できない	6-4-1	説明の理解		ときどきできる
6-5カ	場所の理解		できない	7 フ	過食、反すう等		希にある
<b>3 中間評価項目得点表</b>				7 ヘ	憂鬱で悲観的		
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	7 マ	対人面の不安緊張		
100.0	100.0	77.0	58.4	7 ミ	意欲が乏しい		
			13.3	7 ム	話がまとまらない		
			36.9	7 メ	集中力が続かない		ある
				7 モ	自己の過大評価		
				7 ヤ	疑い深く拒否的		
				9-8	文字の視覚的認識		

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	100.0	77.0	58.4	13.3	36.9	70.5

区分3 → 区分4 その3

(事例)

○60歳 男性 幻聴、てんかん発作あり。  
○2軸評価 精神症状4点、能力障害4点

判定結果:	プロセス I 区分3	プロセス II 区分3	2次判定 区分4
障害程度区分基準時間:	53.0分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
0.7分	8.7分	6.0分	14.0分	4.8分	2.6分	7.1分	9.1分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果
<b>麻痺拘縮</b>		
1-1	麻痺(左-上肢)	ある
	麻痺(右-上肢)	
	麻痺(左-下肢)	ある
	麻痺(右-下肢)	
	麻痺(その他)	
1-2	拘縮(肩関節)	ある
	拘縮(肘関節)	
	拘縮(股関節)	
	拘縮(膝関節)	
	拘縮(足関節)	
<b>移動</b>		
2-1	寝返り	
2-2	起き上がり	つかまれば可
2-3	座位保持	自分で支えれば可
2-4	両足での立位	
2-5	歩行	つかまれば可
2-6	移乗	見守り等
2-7	移動	
<b>複雑動作</b>		
3-1	立ち上がり	つかまれば可
3-2	片足での立位	つかまれば可
3-3	洗身	一部介助
<b>特別介護</b>		
4-1ア.	じょくそう	
4-1イ.	皮膚疾患	
4-2	えん下	
4-3	食事摂取	
4-4	飲水	
4-5	排尿	見守り等
4-6	排便	見守り等
<b>身の回り</b>		
5-1ア.	口腔清潔	全介助
5-1イ.	洗顔	一部介助
5-1ウ.	整髪	一部介助
5-1エ.	つめ切り	全介助
5-2ア.	上衣の着脱	一部介助
5-2イ.	ズボン等の着脱	一部介助
5-3	薬の内服	全介助
5-4	金銭の管理	一部介助
5-5	電話の利用	
5-6	日常の意思決定	特別な場合以外可
<b>意思疎通</b>		
6-1	視力	
6-2	聴力	
6-3ア.	意思の伝達	ときどきできる
6-4ア.	指示への反応	
6-5ア.	毎日の日課を理解	
6-5イ.	生年月日をいう	
6-5ウ.	短期記憶	
6-5エ.	自分の名前をいう	
6-5オ.	今の季節を理解	
6-5カ.	場所の理解	

行動		調査結果
7ア	被害的	
7イ	作話	ときどきある
7ウ	幻視幻聴	
7エ	感情が不安定	
7オ	昼夜逆転	ときどきある
7カ	暴言暴行	
7キ	同じ話をする	
7ク	大声を出す	
7ケ	介護に抵抗	ときどきある
7コ	常時の徘徊	ときどきある
7サ	落ち着きなし	
7シ	外出して戻れない	ときどきある
7ス	1人で出たがる	ときどきある
7セ	収集癖	
7ソ	火の不始末	ときどきある
7タ	物や衣類を壊す	ときどきある
7チ	不潔行為	
7ツ	異食行動	
7テ	ひどい物忘れ	ときどきある
<b>特別な医療</b>		
8-1	点滴の管理	
8-2	中心静脈栄養	
8-3	透析	
8-4	ストマの処置	
8-5	酸素療法	
8-6	レスピレーター	
8-7	気管切開の処置	
8-8	疼痛の看護	
8-9	経管栄養	
8-10	モニター測定	
8-11	じょくそうの処置	
8-12	カテーテル	

B1項目群		調査結果
9-1	調理	全介助
9-2	食事の配下膳	全介助
9-3	掃除	全介助
9-4	洗濯	全介助
9-5	入浴の準備片付け	見守り、一部介助
9-6	買い物	見守り、一部介助
9-7	交通手段の利用	見守り、一部介助

B2項目群		調査結果
7ト	こだわり	
7ナ	多動・行動停止	希にある
7ニ	不安定な行動	
7ヌ	自ら叩く等の行為	
7ネ	他を叩く等の行為	
7ノ	興味等による行動	
7ハ	通常と違う声	
7ヒ	突発的行動	希にある
7ホ	反復的行動	

C項目群		調査結果
6-3-1	独自の意思伝達	
6-4-1	説明の理解	
7フ	過食、反すう等	
7ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある
7マ	対人面の不安緊張	
7ミ	意欲が乏しい	ときどきある
7ム	話がまとまらない	
7メ	集中力が続かない	ときどきある
7モ	自己の過大評価	
7ヤ	疑い深く拒否的	ときどきある
9-8	文字の視覚的認識	

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
71.7	62.3	44.0	81.3	40.5	94.4	80.2

区分4 →区分5 その1

(事例)

○20歳 女性 肢体不自由・重度知的障害  
○行動障害あり。

判定結果:	プロセスⅠ 区分4	プロセスⅡ 区分4	2次判定 区分5
障害程度区分基準時間:	82.7分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
16.0分	12.4分	8.8分	14.0分	13.7分	5.0分	7.1分	5.7分

2 判定調査項目

A項目群			調査結果			行動			調査結果		
麻痺拘縮						7 ア	被害的				
1-1	麻痺(左-上肢)					7 イ	作話				
	麻痺(右-上肢)		あり			7 ウ	幻視幻聴				
	麻痺(左-下肢)					7 エ	感情が不安定	ときどきある			
	麻痺(右-下肢)		あり			7 オ	昼夜逆転	ときどきある			
	麻痺(その他)					7 カ	暴言暴行				
1-2	拘縮(肩関節)					7 キ	同じ話をする				
	拘縮(肘関節)					7 ク	大声を出す	ときどきある			
	拘縮(股関節)					7 ケ	介護に抵抗	ときどきある			
	拘縮(膝関節)					7 コ	常時の徘徊				
	拘縮(足関節)					7 サ	落ち着きなし	ときどきある			
	拘縮(その他)					7 シ	外出して戻れない	ある			
移動						7 ス	1人で出たがる				
2-1	寝返り					7 セ	収集癖				
2-2	起き上がり					7 ソ	火の不始末	ある			
2-3	座位保持					7 タ	物や衣類を壊す	ときどきある			
2-4	両足での立位					7 チ	不潔行為				
2-5	歩行					7 ツ	異食行動				
2-6	移乗					7 テ	ひどい物忘れ	ある			
2-7	移動			見守り等		特別な医療					
複雑動作						8-1	点滴の管理				
3-1	立ち上がり					8-2	中心静脈栄養				
3-2	片足での立位			できない		8-3	透析				
3-3	洗身			全介助		8-4	ストマの処置				
特別介護						8-5	酸素療法				
4-1 ア	じよくそう					8-6	レスピレーター				
4-1 イ	皮膚疾患					8-7	気管切開の処置				
4-2	えん下					8-8	疼痛の看護				
4-3	食事摂取			一部介助		8-9	経管栄養				
4-4	飲水					8-10	モニター測定				
4-5	排尿					8-11	じよくそうの処置				
4-6	排便			一部介助		8-12	カテーテル				
身の回り						B1項目群					
5-1 ア	口腔清潔			全介助		9-1	調理	全介助			
5-1 イ	洗顔			全介助		9-2	食事の配下膳	見守り、一部介助			
5-1 ウ	整髪			全介助		9-3	掃除	全介助			
5-1 エ	つめ切り			全介助		9-4	洗濯	全介助			
5-2 ア	上衣の着脱			見守り等		9-5	入浴の準備片付け	全介助			
5-2 イ	ズボン等の着脱			見守り等		9-6	買い物	全介助			
5-3	薬の内服			全介助		9-7	交通手段の利用	全介助			
5-4	金銭の管理			全介助		B2項目群					
5-5	電話の利用			全介助		7 ト	こだわり	ある			
5-6	日常の意思決定			できない		7 ナ	多動・行動停止	希にある			
意思疎通						7 ニ	不安定な行動	希にある			
6-1	視力					7 ヌ	自ら叩く等の行為				
6-2	聴力					7 ネ	他を叩く等の行為	希にある			
6-3-ア	意思の伝達			ほとんど不可		7 ノ	興味等による行動				
6-4-ア	指示への反応					7 ハ	通常と違う声				
6-5ア	毎日の日課を理解					7 ヒ	突発的行動				
6-5イ	生年月日をいう			できない		7 ホ	反復的行動				
6-5ウ	短期記憶					C項目群					
6-5エ	自分の名前をいう					6-3-イ	独自の意思伝達				
6-5オ	今の季節を理解			できない		6-4-イ	説明の理解				
6-5カ	場所の理解					7 フ	過食、反すう等				
3 中間評価項目得点表						7 ヘ	憂鬱で悲観的	ときどきある			
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	7 マ	対人面の不安緊張				
87.5	90.8	45.3	75.7	10.8	75.7	7 ミ	意欲が乏しい				
						7 ム	話がまとまらない	ある			
						7 メ	集中力が続かない				
						7 モ	自己の過大評価				
						7 ヤ	疑い深く拒否的				
						9-8	文字の視覚的認識				

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
87.5	90.8	45.3	75.7	10.8	75.7	75.9

7 マ	対人面の不安緊張		
7 ミ	意欲が乏しい		
7 ム	話がまとまらない	ある	
7 メ	集中力が続かない		
7 モ	自己の過大評価		
7 ヤ	疑い深く拒否的		
9-8	文字の視覚的認識		

区分4 →区分5 その2

(事例)

○25歳 男性 重度知的障害  
○自閉症

判定結果:	プロセスⅠ 区分4	プロセスⅡ 区分4	2次判定 区分5
障害程度区分基準時間:	79.0分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
4.3分	18.1分	15.7分	18.1分	11.6分	5.7分	2.2分	3.3分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果		行動		調査結果	
<b>麻痺拘縮</b>				<b>行動</b>			
1-1	麻痺(左-上肢)			7 ア	被害的		
	麻痺(右-上肢)			7 イ	作話		
	麻痺(左-下肢)			7 ウ	幻視幻聴		
	麻痺(右-下肢)			7 エ	感情が不安定	ある	
	麻痺(その他)			7 オ	昼夜逆転	ある	
1-2	拘縮(肩関節)			7 カ	暴言暴行	ある	
	拘縮(肘関節)			7 キ	同じ話をする	ある	
	拘縮(股関節)			7 ク	大声を出す	ある	
	拘縮(膝関節)			7 ケ	介護に抵抗	ある	
	拘縮(足関節)			7 コ	常時の徘徊	ある	
	拘縮(その他)			7 サ	落ち着きなし		
<b>移動</b>				7 シ	外出して戻れない	ときどきある	
2-1	寝返り			7 ス	1人で出たがる		
2-2	起き上がり			7 セ	収集癖		
2-3	座位保持			7 ソ	火の不始末		
2-4	両足での立位			7 タ	物や衣類を壊す	ある	
2-5	歩行			7 チ	不潔行為	ある	
2-6	移乗		見守り等	7 ツ	異食行動	ある	
2-7	移動		見守り等	7 テ	ひどい物忘れ		
<b>複雑動作</b>				<b>特別な医療</b>			
3-1	立ち上がり			8-1	点滴の管理		
3-2	片足での立位			8-2	中心静脈栄養		
3-3	洗身		全介助	8-3	透析		
<b>特別介護</b>				8-4	ストーマの処置		
4-1 ア.	じょくそう			8-5	酸素療法		
4-1 イ.	皮膚疾患		ある	8-6	レスピレーター		
4-2	えん下			8-7	気管切開の処置		
4-3	食事摂取			8-8	疼痛の看護		
4-4	飲水		一部介助	8-9	経管栄養		
4-5	排尿			8-10	モニター測定		
4-6	排便		一部介助	8-11	じょくそうの処置		
<b>身の回り</b>				8-12	カテーテル		
5-1ア.	口腔清潔		全介助	<b>B1項目群</b>			
5-1イ.	洗顔		全介助	9-1	調理		全介助
5-1ウ.	整髪		全介助	9-2	食事の配下膳		全介助
5-1エ.	つめ切り		全介助	9-3	掃除		全介助
5-2ア.	上衣の着脱		一部介助	9-4	洗濯		全介助
5-2イ.	ズボン等の着脱		一部介助	9-5	入浴の準備片付け		全介助
5-3	薬の内服		一部介助	9-6	買い物		全介助
5-4	金銭の管理		全介助	9-7	交通手段の利用		全介助
5-5	電話の利用		全介助	<b>B2項目群</b>			
5-6	日常の意思決定		できない	7 ト	こだわり		ある
<b>意思疎通</b>				7 ナ	多動・行動停止		ほぼ毎日
6-1	視力			7 ニ	不安定な行動		ほぼ毎日
6-2	聴力			7 ハ	自ら叩く等の行為		ほぼ毎日
6-3ア	意思の伝達		ほとんど不可	7 ネ	他を叩く等の行為		ほぼ毎日
6-4ア	指示への反応		通じない	7 ノ	興味等による行動		
6-5ア	毎日の日課を理解		できない	7 ハ	通常と違う声		日に1回以上
6-5イ.	生年月日をいう		できない	7 ヒ	突発的行動		日に1回以上
6-5ウ.	短期記憶		できない	7 ホ	反復的行動		ある
6-5エ.	自分の名前をいう		できない	<b>C項目群</b>			
6-5オ.	今の季節を理解		できない	6-3-イ	独自の意思伝達		ほとんど不可
6-5カ.	場所の理解		できない	6-4-イ	説明の理解		できない
<b>3 中間評価項目得点表</b>				7 フ	過食、反すう等		週に1回以上
麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	7 ヘ	憂鬱で悲観的		
100.0	82.5	77.0	73.3	7 マ	対人面の不安緊張		
				7 ミ	意欲が乏しい		
				7 ム	話がまとまらない		ある
				7 メ	集中力が続かない		ある
				7 モ	自己の過大評価		
				7 ヤ	疑い深く拒否的		
				9-8	文字の視覚的認識		

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
100.0	82.5	77.0	73.3	13.3	32.3	45.8



区分5 →区分6 その2

(事例)

○20歳 女性 最重度知的障害  
 ○発語なく、うれしいことや悲しいことがあると「アー」、「ギャー」と言う。  
 ○怒ると、本を破る、自分の顔を叩く等の行動が30分程続く。

	プロセスⅠ	プロセスⅡ	2次判定
判定結果:	区分5	区分5	区分6
障害程度区分基準時間:	109.1分		

食事	排せつ	移動	清潔保持	間接	行動	機能訓練	医療関連
31.0分	23.9分	8.8分	17.1分	3.2分	20.3分	1.5分	3.3分

2 判定調査項目

A項目群		調査結果		行動		調査結果	
麻痺拘縮				7 ア 被害的			
1-1	麻痺(左-上肢)			7 イ 作話			
	麻痺(右-上肢)			7 ウ 幻視幻聴			
	麻痺(左-下肢)			7 エ 感情が不安定		ある	
	麻痺(右-下肢)			7 オ 昼夜逆転			
	麻痺(その他)			7 カ 暴言暴行		ある	
1-2	拘縮(肩関節)			7 キ 同じ話をする		ある	
	拘縮(肘関節)			7 ク 大声を出す		ある	
	拘縮(股関節)		ある	7 ケ 介護に抵抗		ある	
	拘縮(膝関節)			7 コ 常時の徘徊			
	拘縮(足関節)			7 サ 落ち着きなし		ある	
拘縮(その他)			7 シ 外出して戻れない		ある		
移動				7 ス 1人で出たがる		ある	
2-1	寝返り			7 セ 収集癖			
2-2	起き上がり			7 ソ 火の不始末		ある	
2-3	座位保持			7 タ 物や衣類を壊す		ある	
2-4	両足での立位			7 チ 不潔行為		ある	
2-5	歩行			7 ツ 異食行動		ある	
2-6	移乗			7 テ ひどい物忘れ		ある	
2-7	移動			特別な医療			
複雑動作				8-1	点滴の管理		
3-1	立ち上がり			8-2	中心静脈栄養		
3-2	片足での立位		支えが必要	8-3	透析		
3-3	洗身		全介助	8-4	ストーマの処置		
特別介護				8-5	酸素療法		
4-1 ア	じょくそう			8-6	レスピレーター		
4-1 イ	皮膚疾患			8-7	気管切開の処置		
4-2	えん下		見守り等	8-8	疼痛の看護		
4-3	食事摂取		全介助	8-9	経管栄養		
4-4	飲水			8-10	モニター測定		
4-5	排尿		一部介助	8-11	じょくそうの処置		
4-6	排便		一部介助	8-12	カテーテル		
身の回り				B1項目群			
5-1ア	口腔清潔		全介助	9-1	調理		全介助
5-1イ	洗顔		全介助	9-2	食事の配下膳		全介助
5-1ウ	整髪		全介助	9-3	掃除		全介助
5-1エ	つめ切り		全介助	9-4	洗濯		全介助
5-2ア	上衣の着脱		全介助	9-5	入浴の準備片付け		全介助
5-2イ	ズボン等の着脱		全介助	9-6	買い物		全介助
5-3	薬の内服		全介助	9-7	交通手段の利用		全介助
5-4	金銭の管理		全介助	B2項目群			
5-5	電話の利用		全介助	7 ト	こだわり		ある
5-6	日常の意思決定		できない	7 ナ	多動・行動停止		ほぼ毎日
意思疎通				7 ニ	不安定な行動		希にある
6-1	視力			7 ハ	自ら叩く等の行為		ほぼ毎日
6-2	聴力			7 ネ	他を叩く等の行為		
6-3ア	意思の伝達			7 ノ	興味等による行動		
6-4ア	指示への反応			7 ハ	通常と違う声		日に頻回
6-5ア	毎日の日課を理解			7 ヒ	突発的行動		
6-5イ	生年月日をいう		できない	7 ホ	反復的行動		
6-5ウ	短期記憶		できない	C項目群			
6-5エ	自分の名前をいう		できない	6-3-1	独自の意思伝達		
6-5オ	今の季節を理解		できない	6-4-1	説明の理解		ときどきできる
6-5カ	場所の理解		できない	7 フ	過食、反すう等		ほぼ毎日

3 中間評価項目得点表

麻痺拘縮	移動	複雑動作	特別介護	身の回り	意思疎通	行動
89.5	100.0	51.3	45.7	0.0	60.7	32.0

7 マ	対人面の不安緊張		
7 ミ	意欲が乏しい		
7 ム	話がまとまらない		
7 メ	集中力が続かない		
7 モ	自己の過大評価		
7 ヤ	疑い深く拒否的		
9-8	文字の視覚的認識		

